第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人上山青年会議所(英文名 Junior Chamber International KAMINOYAMA)

と称する。(以下「本会議所」という。)

(事務所)

第2条 本会議所の事務所を、山形県上山市に置く。

(目 的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、奉仕、修練及び友情をもって地 域社会と国家

の健全な発展を目指し、明るい豊かな社会の実現を目的とする。

(原 則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
- 3. 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(事 業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1)政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 教育、スポーツ、文化等を通じて、児童や青少年の心身の健全な育成に寄 与すると共に、

豊かな人間性を育み、国や地域を担う人材を育成する事業

(3) 地域活性化、人材育成及び、地域住民の社会活動参画への啓蒙・推進などによって

まちづくりに寄与し、地域社会の健全な発展を目的とする事業

- (4) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (5) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びに

その他諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業

- (6) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業
- 2. 本会議所の事業は、山形県において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会 員

(会員の種類)

第7条 本会議所の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法 人に関する法

律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

上山市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才未満 の品格ある青

年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、年度中に4 0才に達した

場合、その年度内は正会員の資格を有する。

(2) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体 で、理事会において入会を承認された者をいう。

(3)特別会員

40才に達した年の年度末まで正会員であった者のみが、その資格を有する。

(4) 仮会員

本会議所の活動を体験しようとする個人で、理事会において入会を承認された者を

いう。ただし、入会は1度限りとし、期間はその年度内のみとする。

(入 会)

第8条 本会議所の正会員及び賛助会員、仮会員になろうとする者は、別に定める規程により、入会申

込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2. 前項のほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

(入会金及び会費)

- 第9条 正会員は、別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 2. 賛助会員、特別会員、仮会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届 を理事長に

提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由がある ときはこの限 りでない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員が次の各号の一つに該当するときには、その資格を失う。
 - (1) 第10条により退会したとき
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (4) 法人又は団体が解散したとき
 - (5) 第15条により除名されたとき
 - (6) 総正会員が同意したとき

(会員の権利)

- 第12条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての 事業に参加する権利を平等に享有する。
 - 2. 賛助会員、特別会員及び仮会員は、別に定める規程による。

(会員の義務)

- 第13条 本会議所の会員は、定款その他の規程を遵守しなければならない。
- 2. 本会議所の正会員は、各種会議、行事に出席する等、本会議所の目的達成に必要な義務を負

う。

(休 会)

- 第14条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、 理事会の承認を得て、休会することができる。
- 2. 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理 事会の承認を

得て復帰することができる。

(除 名)

- 第15条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その正 会員を除名することができる。
 - (1) 本定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (4) 会費の納入義務を2年以上履行しないとき。
 - (5) その他、除名すべき正当な事由があるとき。
- 2. 賛助会員、特別会員及び仮会員が前項各号の一つに該当するときは、理事会の決議により、

当該会員を除名することができる。

3. 前項及び前々項の規定により除名されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第16条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
 - 2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、未納の入会金、会費及びその他拠 出金品は、やむを得ない場合を除き支払いの義務を免れることはできない。ま た、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び数)

- 第17条 本会議所に次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2. 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 3. 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事する。

(選任等)

- 第18条 理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。
 - 2. 理事は、正会員のうちから選任する。
 - 3. 監事は、正会員、賛助会員又は特別会員のうちから選任する。
 - 4. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、理事長を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - 5. 監事は、本会議所の理事もしくは、特別委員会・委員会の構成員及び使用人を 兼任することができない。
- 6. 本会議所の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令

で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事に

ついても同様とする。

7. 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互の密接な関係にあるもの

として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監

事も同様とする。

- 8. 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 9. その他、役員の選任に関して必要な事項は、規程に定める。

(理事の職務・権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより本会議所の職務を執行する。
 - 2. 理事長は本会議所を代表し、業務を執行する。
 - 3. 副理事長は、理事長の業務を補佐する。
 - 4. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、事務局を統括する。

5. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を 作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所 の業務及び財

産の状況を調査することができる。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の ときまでとす

る。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 通常総会の終

結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3. 理事及び監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として の権利義務を

有する。

4. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、

退任した理事又は監事の任期が満了するときまでとする。

(辞任・解任)

- 第22条 理事及び監事は、理事会の承認を得て辞任することができる。
 - 2. 理事及び監事は、総会において解任することができる。

(直前理事長等)

- 第23条 本会議所には、直前理事長及び顧問(以下「直前理事長等」という。)を置くことができる。
- 2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし、業務について必要な助

言を行う。

- 3. 顧問は、直前理事長を除く正会員のうちから選出し理事会の決議によって選任する。
 - 4. 顧問は、知識及び経験を活かし、業務について必要な助言を行う。
 - 5. 直前理事長等の任期、辞任、及び解任は、第21条及び第22条を準用する。

(報酬等)

- 第24条 正会員の理事・役員は無報酬とする。
 - 2. 正会員の資格を有しない監事の報酬等は、次のとおりとする。
 - (1) 報酬等は、日当による。
 - (2) 報酬等の額の算定方法は、理事会等への出席1回につき5、000円を上限に総会の議決を経た額とする。ただし監事の報酬は日当5、000円を上限に総会の議決を経て支給する。ただし、本人が報酬を辞退した場合は支給しない。
 - (3) 支給の方法は、出席の都度、銀行振込みによる。

(責任の免除)

第25条 本会議所は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定

める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に 定める最低責

任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会議所は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、 賠償責任を

限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契 約に基づく賠

償責任限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額との

いずれか高い額とする。

第4章 総 会

(総会の構成)

- 第26条 総会は、正会員をもって構成する。
 - 2. 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(総会の種類)

- 第27条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。
 - 2. 通常総会は毎年1月に開催する。
 - 3. 臨時総会は必要がある場合に開催する。
 - 4. 第1項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通常総

会をもって同法上の定時社員総会とする。

(総会の権限)

- 第28条 総会は次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事長候補者の選出
 - (3) 入会金、会費の額の決定並びにその変更
 - (4) 正会員の除名
 - (5) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア 会員資格規程
 - イ 会費及び入会金規程
 - (6) 定款の変更
 - (7) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 理事会において総会に付議した事項
 - (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の招集)

- 第29条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する。
 - 2. 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会議の目的たる事項及び招集の理

由を記載した書面をもって、総会の招集を請求することができる。

- 3. 理事長は、前項の規定により請求があったときは、遅滞なく請求があった日から30日以内
 - の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、 開催日の1週

間前までに正会員に通知を発しなければならない。

5. 理事長はあらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第30条 総会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第31条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

- 第32条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3

分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 財産の処分
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに、第1項の 決議を行なわ

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条で定める定数を 上回る場合に

は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任

することとする。

(議決権の行使の委任)

第33条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会

員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3. 第1項の場合において、第31条及び前条の規定の適用についてはその正会員は出席したも

のとみなす。

(議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければ

ならない。

2. 議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第35条 本会議所に理事会を置く。
 - 2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第36条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (2) 顧問の選定及び解職
 - (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (4) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- 2. 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他本会議所の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。 (招集)

- 第38条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。
 - 2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3. 前項の請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。
 - 4. 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事、直前理 事長等に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合にはこ の期間を短縮することができる。
 - 5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、 招集の手続きを得ることなく開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上をもって成立する。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長 及び監事は、これに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に 出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(常任理事会)

- 第43条 常任理事会は、必要に応じて随時開催することができ、理事長もしくは各理事が招集することができる。
 - 2. 本会議所は理事長、副理事長、専務理事、事務局長を以って常任理事とし、常任理事会を構成する。なお、理事長は必要に応じて、理事の中からその他の構成員を指名する事ができる。
- 3. 常任理事会は理事会から付議される事項、理事会に提出すべき事項及び議題を 協議し、参考

意見を提出することができる。ただし、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提

出する事を妨げない。

第6章 例会及び委員会

(例 会)

- 第44条 本会議所は、第5条に定める事業遂行の場としての任意の会合である例会を開催する。
 - 2. 例会は、年10回以上開催する。
 - 3. 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第45条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するため必要に応じて委員会を設置することができる。

(委員会の構成)

- 第46条 委員会は委員長各1名及び委員若干名をもって構成する。
 - 2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
 - 3. 前項に関して必要な事項は、運営規定に定める。

(委員会等への所属)

第47条 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、直前理事長等及び監事を除き、原則 として全員が

いずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の管理・運用)

第48条 本会議所の財産は、理事会の決議に基づき理事長が管理する。

(会計原則)

第49条 本会議所の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画および収支予算)

第50条 本会議所の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類

については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を 得るものとす

る。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に当該事業年度が 終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第51条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を経て、1月に開催される通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2. 本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公

告するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

- 第52条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2. 事務局には所要の職員を置くことができる。
 - 3. 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4. 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款その他諸規定
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書等の計算書類
 - (9) 監査報告書
- (10)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記

載した書類

- (11) その他法令で定める帳簿および書類
- 2. 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによる。
- 3. 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第54条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を

積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第55条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第56条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第58条 本会議所は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、 事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第59条 本会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (精算人)

第60条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合 (その権利 義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)において、 公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認 定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、本 会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に 贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第62条 本会議所が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雜 則

(委 任)

第63条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1. 本定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法 人の設立の登記日から施行する。
- 2. 本会議所の最初の理事長は齋野国誉(さいのくにたか)とする。
- 3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。